

香川県明るい選挙推進協議会

日時 令和8年7月7日（火）午前10時00分

場所 香川県庁北館4階 404会議室

議 題

- 1 令和8年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙
啓発動画コンテスト優秀作品の選定について
- 2 香川県明るい選挙推進協議会声明について
- 3 その他

配付資料

- | | | |
|-----|---|----|
| 資料1 | 香川県明るい選挙推進協議会委員名簿・・・・・・・・・・ | 1 |
| 資料2 | 香川県明るい選挙推進協議会会則・・・・・・・・・・ | 2 |
| 資料3 | 令和8年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙の概要・・ | 3 |
| 資料4 | 令和8年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙
啓発動画コンテスト優秀作品候補・・・・・・・・・・ | 8 |
| 資料5 | 香川県明るい選挙推進協議会声明（案）・・・・・・・・・・ | 22 |
| 資料6 | 香川県明るい選挙推進協議会における会議資料・会議録の公表方法・・ | 23 |

香川県明るい選挙推進協議会委員名簿

令和 8 年 7 月 1 日現在

	出欠	氏 名	職 名 等
会長	出	すず き まさ ゆき 鈴 木 正 行	香川大学教育学部教授
副会長	出	にし かわ よし こ 西 川 佳 子	香川県連合青年会監事
	欠	あさひ く に お 旭 国 雄	香川県警察本部刑事部長
	欠	い どう ゆう すけ 伊 藤 佑 将	瀬戸内海放送報道クリエイティブユニット マネジャー
	出	いの う え さとる 井 上 悟	高松市選挙管理委員会委員長
	欠	おお ば え なお き 大 生 直 樹	香川県公民館連絡協議会副会長
	出	く さ なぎ 草 薙 めぐみ	認定 NPO 法人子育てネットくすくす理事
	欠	く め い ひろ ゆき 糸 井 弘 之	四国新聞社専務取締役編集局長兼論説委員長
	欠	さん がわ ほの か 寒 川 歩 夏	香川大学教育学部学生
	欠	たか ぎ み え こ 高 木 美恵子	観音寺市女性地域活動隊理事
	欠	てら だ しん や 寺 田 真 也	まんのう町明るい選挙推進協議会委員
	欠	やま じ かず こ 山 地 和 子	東かがわ市明るい選挙推進協議会委員
	出	わ け つよし 和 家 剛	西日本放送執行役員報道制作局長兼香川報道制作部長
	出	わ だ とも き 和 田 友 樹	香川県教育委員会教育次長
	出	わ だ なお こ 和 田 尚 子	日本放送協会高松放送局長

任期：令和 7（2025）年 2 月 1 日～令和 9（2027）年 1 月 31 日

香川県明るい選挙推進協議会会則

(目 的)

第 1 条 本県における選挙啓発事業を推進するため、香川県明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事 務 所)

第 2 条 協議会は、高松市番町四丁目 1 番 1 0 号香川県庁内に置く。

(事 業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 講演会及び講習会の開催
- (2) 明るい選挙推進のための集会
- (3) 明るい選挙啓発資料の作成配付
- (4) 明るい選挙モニターの設置
- (5) その他必要と認められる事業

(組 織)

第 4 条 協議会は、委員若干名をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なお在任する。
- 4 委員は、選挙管理委員会がこれを委嘱する。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 協議会は、必要がある場合、会長がこれを招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 その他会議の運営に必要な事項は、会議において定める。

(幹 事)

第 7 条 協議会の事務を処理するため、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、会長がこれを委嘱する。

(事務局)

第 8 条 協議会の庶務は、県選挙管理委員会事務局において処理する。

(補 則)

第 9 条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和 3 6 年 1 2 月 2 0 日から適用する。
- 2 香川県公明選挙協議会会則は、これを廃止する。

附 則

この会則は、昭和 4 9 年 5 月 9 日から施行する。

令和 8 年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙の概要

香川県選挙管理委員会

1 選挙の期日（公職選挙法第33条、第113条）

① 香川県知事選挙

令和 8 年 8 月 30 日（日）

任期満了による選挙は、任期満了の日（令和 8 年 9 月 4 日）前 30 日以内に行う。

② 香川県議会議員補欠選挙

公選法 113 条第 3 項の規定に基づき、知事選挙に便乗して執行する。

○ 令和 5 年 8 月 29 日 死亡による欠員

丸亀市選挙区 山 本 直 樹

2 選挙区及び選挙すべき議員の数【香川県議会議員補欠選挙】

丸亀市選挙区 1 人

3 選挙の期日の告示（公選法第33条、第34条）

選挙の期日は、少なくとも 17 日前に告示（香川県知事選挙）

選挙の期日は、少なくとも 9 日前に告示（香川県議会議員補欠選挙）

4 被選挙権（公選法第10条、第11条、第11条の2、第252条、政治資金規正法第28条）

日本国民で年齢満 30 年以上のもの（香川県知事選挙）

香川県議会議員の選挙権を有する年齢満 25 年以上の者（香川県議会議員補欠選挙）

ただし、いずれの場合も、欠格要件該当者を除く。

5 立候補届出期間（公選法第86条の4）

選挙の期日の告示日の 1 日限り

ただし、補充立候補は選挙の期日前 3 日まで

6 供託の額（公選法第92条）

300 万円（香川県知事選挙）

60 万円（香川県議会議員補欠選挙）

7 選挙運動（主なもの）

(1) 選挙運動の期間（公選法第129条）

立候補届出のあった日から選挙の期日の前日まで（香川県知事選挙：17 日間、香川県議会議員補欠選挙：9 日間）

(2) 選挙事務所の数（公選法第131条）

1 箇所

(3) 自動車、船舶及び拡声機の使用（公選法第141条、公営条例2条）

① 自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろいを使用できる。

ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に1そろいを使用できる。

② 自動車の使用については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で県が経費を負担する。

(4) 文書図画の頒布（公選法第142条）

① 通常葉書

4万枚以内（香川県知事選挙）

8千枚以内（香川県議会議員補欠選挙）（いずれも無料交付）

② 選挙運動用ビラ

13万枚以内（香川県知事選挙）

1万6千枚以内（香川県議会議員補欠選挙）

いずれも県選管交付の証紙を貼付した2種類以内。規格、頒布方法等に制限がある。作成については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で県が経費を負担する。

※香川県議会議員選挙における選挙運動用ビラは、平成30年の公選法改正により、平成31年執行香川県議会議員選挙から頒布が可能となっている。

(5) インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布（公選法第142条の3、第142条の4、第142条の5、第142条の6、第178条）

ウェブサイト等を利用する方法及び電子メールを利用する方法に大別される。

① ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布

ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法のうち電子メールを利用する方法を除いたものをいう。）により、選挙運動用文書図画を頒布することができる。

候補者・政党等のみならず、一般の有権者も頒布することができる。

② 電子メールを利用する方法による文書図画の頒布

電子メールを利用する方法（SMTP方式及び電話番号方式を用いるものをいう。）により選挙運動用文書図画を頒布することができるが、以下のような制限がある。

a 候補者・政党等に限って頒布することができる。（一般の有権者は引き続き禁止）

b 送信先に一定の制限がある。

選挙運動用電子メール送信者に対し電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、

・ 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者

・ 政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかったもの

に対してのみ送信できる。

(6) 文書図画の掲示（公選法第143条、第144条の2、ポスター条例1条、公営条例9条）

- ① ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
選挙事務所、自動車（船舶）及び個人演説会につき掲示できる。
ただし、規格、枚数等に制限がある。
- ② 選挙運動用ポスター
ア 公営ポスター掲示場にのみ掲示できる。（規格等に制限がある。）
イ ポスターの作成については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で県が経費を負担する。
《参考》ポスター掲示場数 令和8年執行衆議院議員総選挙 2,660箇所
令和5年執行香川県議会議員選挙
丸亀市選挙区 233箇所

(7) 新聞広告（公選法第149条、公選法施行規則第19条）

- 4回以内（無料）（香川県知事選挙）
- 2回以内（有料）（香川県議会議員補欠選挙）

(8) 政見放送（公選法第150条）【香川県知事選挙のみ】

- ① テレビ及びラジオを通じて8回
- ② 1人1回につき5分30秒以内（無料）

※ スタジオ録画方式のみ。候補者自らが選定した手話通訳士1人による手話通訳を付すことができる。県が経費を負担する。

(9) 経歴放送（公選法第151条）【香川県知事選挙のみ】

- ① NHKテレビにより1回及びNHKラジオによりおおむね5回並びにNHK及び基幹放送事業者がテレビで政見放送をする直前に行う。
- ② 1人1回につき30秒以内（無料）

(10) 公営施設使用の個人演説会（公選法第161条、第163条、第164条）

- ① 開催日前2日までに申出
- ② 同一施設ごとに1回を限り無料

(11) 街頭演説（公選法第164条の5、第164条の6、第164条の7）

- ① 県選管交付の標旗の掲出
- ② 選挙運動に従事する者は腕章を着用した15人以内
- ③ 午前8時から午後8時まで

(12) 車上の連呼行為（公選法第140条の2）

午前8時から午後8時まで

(13) 選挙公報（公選法第167条、第168条、第172条の2、公報条例）

告示日から2日間に県選管に申請（香川県知事選挙）

告示日に県選管に申請（香川県議会議員補欠選挙）

8 法定選挙運動費用（公選法第194条、公選法施行令第127条）

選挙運動に関する支出金額は、次の算式により求められた額以内

選挙人名簿登録者数 × 7円 + 2,420万円（香川県知事選挙）

《参考》令和4執行香川県知事選挙 29,859,100円

$$\frac{\text{当該選挙区内の選挙人名簿登録者数}}{\text{当該選挙区内の議員定数}} \times 83\text{円} + 390\text{万円} \quad (\text{香川県議会議員補欠選挙})$$

《参考》令和5年執行香川県議会議員選挙
丸亀市選挙区 5,806,300円

9 法定得票数（公選法第95条）

次の算式により求められた得票数以上でなければ、当選人となることができない。

有効投票の総数の4分の1（香川県知事選挙）

$$\frac{\text{当該選挙区の有効投票の総数}}{\text{当該選挙区内の議員定数}} \times 1/4 \quad (\text{香川県議会議員補欠選挙})$$

10 供託物没収点（公選法第93条）

次の算式により求められた得票数に達しないときは、供託物は没収される。

有効投票の総数の10分の1（香川県知事選挙）

$$\frac{\text{当該選挙区の有効投票の総数}}{\text{当該選挙区内の議員定数}} \times 1/10 \quad (\text{香川県議会議員補欠選挙})$$

11 政治活動の態様（公選法第201条の8、第201条の9、第201条の10、第201条の11）

- ① 確認団体の政治活動として認められるポスター及びビラは、所属候補者又は支援候補者（香川県知事選挙のみ）の選挙運動のために使用することができる。ただし、当該選挙が行われる区域の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない。

- ② 確認団体は、政談演説会及び街頭政談演説において、政策の普及宣伝のほか、所属候補者又は支援候補者の選挙運動のための演説もすることができる。
- ③ 一の政党その他の政治団体は、それぞれの選挙の確認団体となることができ、それぞれの規制に従って政治活動を行うことができる。

凡 例

公選法	… 公職選挙法
ポスター条例	… 香川県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
公営条例	… 香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
公報条例	… 香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

令和8年
香川県知事
選挙

選挙啓発動画大募集！

香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙

の投票を呼びかける動画を募集します。

テーマ さあ、思いを届けに行こう。

締め切りは**令和8年6月26日(金)必着**

(郵送の場合は、当日消印有効)

応募資格

香川県に**在住又は通学**している高校生以上の個人又はグループ

応募方法

応募用紙はこちら



応募用紙を添えて、郵送（当日消印有効）・持参または電子メールで応募してください。

郵送・持参の場合 作品データを CD-R 又は DVD-R に保存の上、応募用紙を添えて、郵送又は持参してください。
ディスクの表面には、「グループ名（個人の場合は氏名）、作品名、動画時間」を明記してください。

電子メールの場合 応募用紙を電子メールにより送信してください。

応募用紙の受信完了後、動画ファイルのアップロード方法を御案内します。

応募規格

- ◆動画作品の時間は 15 秒～30 秒程度とします。
- ◆実写、CG、アニメ、静止画編集等は問いません。
- ◆動画ファイルの形式は、MOV、MPEG1・2・4、MP4、AVI、WMV とします。
- ◆画面解像度は、1280×720 ピクセル以上（ハイビジョン画質以上）とします。
- ◆画面横縦比は、16:9（横向き）とします。



審査結果は、報道機関に発表するとともに、入選者に直接通知します！

最優秀作品(1点)

Amazon ギフト券

50,000 円相当

優秀作品(3点)

Amazon ギフト券

10,000 円相当

優秀作品(最大 13 点程度)

選挙啓発グッズ

香川県選挙管理委員会・香川県明るい選挙推進協議会

イメージキャラクター いっぴょう君

応募先 香川県選挙管理委員会事務局

郵送: 〒760-8570 高松市香町四丁目1番10号

FAX: 087-831-4358

E-mail: senkyoi@pref.kagawa.lg.jp

令和８年香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙 啓発動画作品コンテスト募集要綱

今夏に行われる予定の「香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙」の啓発動画を募集する。

１ 趣旨

選挙啓発動画の制作を通して、若者たち自身が投票を呼びかける主体となることにより、制作者自身の政治や選挙に対する理解を深める。また、制作された動画作品を活用して、特に若い世代の接触率が高い SNS 等で作品を公開することで、より多くの若者が政治や選挙について考えるきっかけとなることを目的とする。

２ 主催

香川県選挙管理委員会

香川県明るい選挙推進協議会

３ 募集期間

令和８年４月６日（月）から６月２６日（金）まで（最終日の消印有効）

４ 応募資格

香川県内に在住又は通学している高校生以上の個人又はグループ

※ プロ・アマ問わず応募可能 ※ ２作品まで応募可能

５ 募集作品

（１） テーマ

「さあ、思いを届けに行こう。」

※ テーマを動画内に入れる必要はありません。

（２） 時間

１５秒～３０秒程度

（３） 規格

- ① 実写、CG、アニメ、静止画編集等は問いません。
- ② 動画ファイルの形式は、MOV、MPEG1・2・4、MP4、AVI、WMV とします。
- ③ 画面解像度は、1280×720 ピクセル以上（ハイビジョン画質以上）とします。
- ④ 画面横縦比は、16:9（横向き）とします。

6 応募方法

下記から応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下のいずれかの方法で提出してください。

(1) 郵送又は持参

作品データを CD-R 又は DVD-R に保存の上、応募用紙を添えて、郵送又は持参してください。ディスクの表面には、「グループ名（個人の場合は氏名）、作品名、動画時間」を明記してください。

なお、提出された CD-R 又は DVD-R は返却しませんので御了承ください。

(2) 電子メール

応募用紙を電子メールにより送信してください。

応募用紙の受信が確認出来たら、返信メールにて動画ファイルのアップロード方法を御案内します。

【応募用紙】

ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/senkyoi/chiji2026/dougakontesuto.html>



【応募先】

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県選挙管理委員会事務局（県庁本館8階・自治振興課内）

電話：087-832-3088

E-mail：senkyoi@pref.kagawa.lg.jp

※ 持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間にお越しください。

7 審査・結果発表

(1) 審査

香川県明るい選挙推進協議会における審査を行った上で、以下のとおり選定します。

- ◆ 最優秀賞 1作品（賞品 Amazon ギフト券5万円相当）
- ◆ 優秀賞 3作品（賞品 Amazon ギフト券1万円相当）
- ◆ 佳作 最大13作品程度（選挙啓発グッズ（香川県選挙管理委員会作成））

(2) 選定基準

おおむね次の項目において評価を行います。

- ① 選挙や政治参加などの意識向上に資する内容か。
- ② 広く理解しやすい内容か。
- ③ 若者の関心を引く内容か。
- ④ 独自性のある内容か。

(3) 結果発表の時期

令和8年8月に開催予定の表彰式において発表します。

入賞者には事前にお知らせします。

(4) 入賞作品の公開

香川県選挙管理委員会の各種 SNS (Instagram・YouTube・TikTok) 等に、下記のとおり投稿します。

また、下記入選作品は報道等に提供する場合があります。

最優秀賞（1 作品）	香川県知事選挙の告示日及び投票日などに投稿
優秀賞（3 作品）	投票日までのカウントダウンムービー（県選管作成）に合わせて、毎日異なる作品を投稿
佳作（最大 13 作品程度）	

8 留意事項

(1) 本コンテストに応募した方は、この「8 留意事項」及び「9 その他」に同意したものとします。

(2) 未成年の方が応募する場合は、保護者の方の同意を得て、応募してください。未成年の方が応募された場合は、保護者の同意が得られているものとみなします。

(3) 以下の作品は審査対象外とします。

- ① 公職選挙法等の法令に抵触するもの
- ② 公序良俗に反するもの
- ③ 商行為、営利活動又はその準備を目的とするもの
- ④ 政治・宗教・個人的な思想信条等について、特定の主義主張をするもの
- ⑤ 第三者を誹謗、中傷、批判、差別し、人権を侵害する、又はそのおそれがあるもの
- ⑥ 他人の名誉、社会的信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権、著作権、その他の知的財産権、その他の権利（法令で定めるもの及び判例上認められたもの全てを含む）を侵害する、又はそのおそれがあるもの
- ⑦ 他人その他会社等の組織名を名乗る等によるなりすまし行為を行っているもの
- ⑧ その他テーマにふさわしくない表現が含まれていると主催者が判断したもの

- (4) 応募作品の内容は、特定の候補者、政党等を連想させる内容は避け、併せて政治的中立性に配慮してください。また、人物が出演する場合は、公職の候補者や政党等の関係者でない者としてください。
- (5) 応募作品に関する全ての著作物が、制作者又はその関係者以外の第三者の権利を侵害していないものとしてください。人物等の被写体に関する肖像権、その他の権利については、必ず権利者や被写体本人等の承諾を得た上で応募してください。
- (6) 応募作品の権利が複数にわたる場合は、代表者にその権利が帰属する又は代表者が権利処理を行えるものとしてください。
- (7) 既成のキャラクターやシナリオ、音楽などを使用する場合は、応募者の責任であらかじめ著作権を有する原作者や作曲家などの使用承諾を得てください。
- (8) 著作権フリー素材を使用する場合は、各素材の使用規約に従ってください。
- (9) 万一、第三者から権利侵害や損害賠償を主張された場合、主催者は一切責任を負いません。
- (10) 応募作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は主催者に帰属します。応募作品は、香川県ホームページ、YouTube 香川県公式チャンネル、香川県公式 SNS 等に掲載し、これらの作品を活用した選挙啓発を行います。その他、営利目的以外の用途で二次利用（複製、編集、上映、頒布等）を行います。なお、応募作品は返却いたしません。
- (11) 前項の規定にかかわらず、応募者は、主催者が認めた場合、応募作品を利用することができます。
- (12) 主催者が定める期日以内に応募者と連絡が取れない場合は、応募者の全ての権利を無効とします。
- (13) 応募者が本要項の規定に違反したことで主催者に損害を与えた場合、主催者は当該応募者に対し必要な法的措置を取る場合があります。これにより応募者が被った損害について、主催者は一切の責任を負いません。
- (14) 作品の制作及び応募に伴い発生する一切の費用については、応募者の負担となります。

- (15) 応募作品に関して、必要に応じて非公開とする場合があります。
- (16) 過去に他のコンテストに応募した作品も応募可能ですが、受賞・入賞した作品や営利目的で既に商品化、販売されている作品は応募できません。
- (17) 香川県から有償委託されている場合や補助金を受けて制作した作品は応募できません。
- (18) 応募された応募作品及び応募用紙は返却できません。
- (19) 入賞の権利は入賞者本人のみに帰属し、第三者へ譲渡・換金することはできません。

9 その他

- (1) 応募の際提出された個人情報は、香川県の個人情報保護制度に従い厳正に管理し、本事業の実施・運営のために利用するほか、主催者に関係する各種情報提供の目的にのみ利用します。なお、作品の利用にあたり、応募者の氏名・団体名を公表させていただきます。
- (2) 本要綱に記載されていない事項については、主催者が決定・実施します。

応 募 用 紙

(令和 8 年香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙
啓発動画作品コンテスト)

※応募作品ごとに作成してください。

応募区分	個 人 ・ グループ ※いずれかを○で囲んでください。
	学 生 ・ 一 般 ・ 混 合 ※いずれかを○で囲んでください。 ※学生と一般の混合グループの場合は、「混合」を○で囲んでください。
動画タイトル（20 文字以内）	
グループ名 ※ グループの場合は記入してください。	
応募者（代表者）氏名 ※ グループの場合は代表者の氏名を記入してください。	(ふりがな)
電話番号（携帯電話可）	
メールアドレス	
所属名（学校名・会社名等） ※ グループの場合は代表者の所属を記入してください。	
住 所（所属先又は現住所） ※ グループの場合は代表者の住所を記入してください。	☐所属先 ☐現住所 ※該当する方にチェックを入れてください。 〒 ー
作品のアピールポイント （100 文字程度）	

本応募に係る著作権等の取扱いについて	【該当するものにチェックを入れてください。】 ①応募作品を香川県の広報素材等として永続的に無償使用することについて（再編集での使用を含む） ☐ 承諾する ②出演者（個人が容易に特定し得る通行人も含む）の撮影承諾について ☐ 全員から得ている ☐ 出演者からは得ているが、通行人は個人が容易に特定できないため得ていない ③未成年者が映っている場合の親権者又は保護者からの撮影承諾について ☐ それぞれの親権者又は保護者から得ている ☐ 未成年者は映っていない ④第三者の著作物（映画・映像・写真・文学作品・美術作品など）の撮影承諾について ☐ 著作権を有する者から得ている ☐ 第三者の著作物は映っていない ⑤キャラクターやシナリオ、音楽などの使用について ☐ 応募者自らが創作したものを使用している ☐ 著作権を有する者（レコード会社等）の許諾を得ている ☐ 著作権フリー素材を使用規約に従って使用している ⑥他のコンテストに応募、入賞した作品の使用について ☐ 他のコンテストに応募、入賞した作品であるが、著作権は有している ☐ 他のコンテストに応募した作品ではない ⑦応募者が未成年者の場合の親権者又は保護者からの了解について ☐ 応募についての了解を得ている ☐ 応募者は未成年者ではない ⑧上記のほか、募集要項「8 留意事項」及び「9 その他」について ☐ 全て同意する
---------------------------	--

《アンケートに御協力ください》

①本コンテストは何を見てお知りになりましたか？

☐ チラシ ☐ 県ホームページ ☐ 学校 ☐ その他（ ）

②応募の動機やきっかけはどれですか？（複数ある場合は最も大きなものを選択。）

☐ 学校の課題 ☐ サークル活動 ☐ 腕試し ☐ 賞品 ☐ その他（ ）

③動画制作を通して、政治や選挙への関心が高まりましたか？

☐ そう思う ☐ どちらかと言えばそう思う ☐ どちらかと言えばそう思わない ☐ そう思わない

令和8年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙 啓発動画コンテンツ応募集計結果

資料 4 - 2

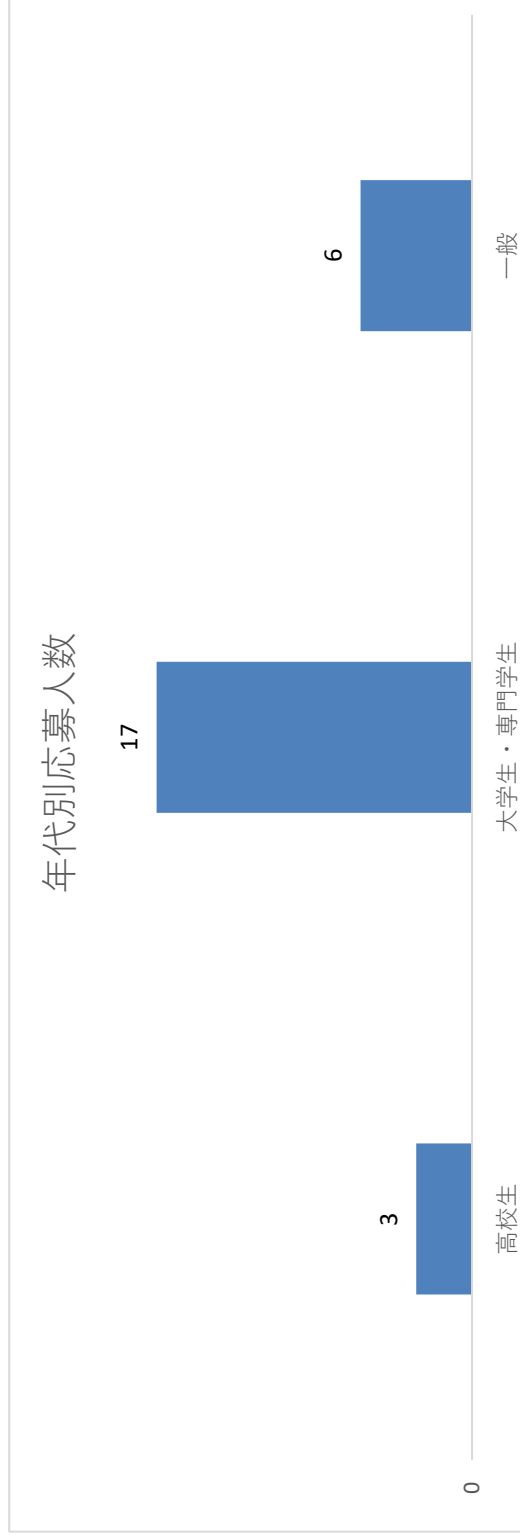
【単位：人】

高校生	大学生・ 専門学生	一般	合計
3	17	6	26

※グループでの応募は、1グループ1名と数えた。

個人	グループ	合計
21	5	26

応募作品数	27 作品
応募人数	26 人



選挙啓発動画コンテスト優秀作品の活用方法について（予定）

1 県選管SNS（YouTube ショート, Instagram, TikTok）における投稿

- 香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙の投票参加を呼びかけるため、下記のとおり投稿。

◆ 知事選挙告示日（8月13日）

翌日から期日前投票が始まる旨の告知とあわせて、最優秀作品1点及び優秀作品3点を投稿。

◆ 期日前投票期間（8月14日～8月28日）

本協議会で選ばれなかった作品を「佳作」とし、投票日までのカウントダウンムービーとともに、毎日異なる動画を投稿。

→次ページの図のとおり

◆ 期日前投票最終日（8月29日）

明日が投票日である旨の告知にあわせ、優秀作品3点を再度掲載。

◆ 投票日（8月30日）

本日が投票日である旨の告知にあわせ、最優秀作品を再度掲載。

- 年々利用者が増加している期日前投票の開始日、及び投票日当日に向けて、機運を高めるねらい。
- 投稿は、ショート動画プラットフォームとして認知度の高いTikTok及びYouTube ショート、既存フォロワーが多いInstagramにて行う。

2 YouTube 広告

- 投票日までの17日間（投票日を含む）、YouTubeにおける動画広告として使用。

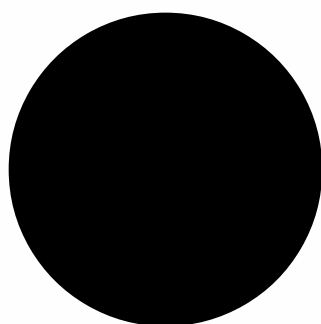
《参考》令和7年参院選におけるYouTube 広告実績

年代	合計表示回数	有権者1人あたり表示回数 (計算値)
18歳～24歳	147,866	2.6
25歳～34歳	248,072	3.4
35歳～44歳	231,937	2.3
45歳～54歳	225,052	1.7
55歳～64歳	124,346	1.1
65歳～	146,646	0.5
不明	155,024	-
総計	1,278,943	11.6

投票日まで

※イメージ

あと



日

動画



今回の知事選において、委託業者が作成するメインビジュアルを使用

参院選

第27回 参議院議員通常選挙

香川県明るい選挙推進協議会・香川県選挙管理委員会



1:35 / 3:40



声 明

選挙は、民主主義の基盤をなすものであり、民主政治のさらなる発展のためには、すべての有権者が積極的に投票に参加し、明るくきれいな選挙が行われることが必要不可欠です。

選挙を明るくきれいにするためには、選挙事務に従事する者が誠実に事務を行うことはもちろん、候補者及び選挙運動に携わる者が良識ある行動をとるとともに、若い世代や子育て世代の方々を含め有権者一人ひとりが、主権者としての自覚に基づき政治意識を高めることが重要です。

私たちは、ここに、香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙が執行されるに当たり、明るくきれいな選挙の実現を目指して、次のことを強く呼びかけます。

一 選挙は、有権者が政治に参加する最も重要かつ基本的な手段です。

有権者の皆さんは、今回の選挙が県政にとって重要な選挙であることを自覚し、選挙公報やインターネットなどを通じて発信される候補者の政策や主張を十分見極めて、進んで投票に参加しましょう。また、投票日当日に都合がつかない方は、期日前投票を活用しましょう。

一 若い世代や子育て世代の方々をはじめとした有権者一人ひとりが、選挙は自分たちや自分の子どもたちの将来に深くかかわるということを十分理解し、進んで投票に参加して、これからの県政を託するにふさわしい候補者を選びましょう。

一 候補者及び選挙運動に携わる皆さんは、選挙の正しいルールを厳守し、自らの政策や主張を十分に訴え、明るくきれいな選挙をしましょう。

有権者の皆さんも、選挙違反をしない、させないという毅然とした態度で臨むとともに、自らの意思で大切な一票を行使しましょう。

令和 8 年 7 月 7 日

香川県明るい選挙推進協議会

香川県明るい選挙推進協議会における会議資料・会議録の公表方法等

令和元年度協議会決定

1. 公表方法

会議終了後、香川県選挙管理委員会のホームページに掲載することにより公表する。

2. 公表内容

(1) 会議資料

原則として当日配付した資料の全てを公表する。

(2) 会議録

各議題における審議内容等について、概要を記載したものを公表する。ただし、各委員の発言について、発言者の氏名は記載しないものとする。